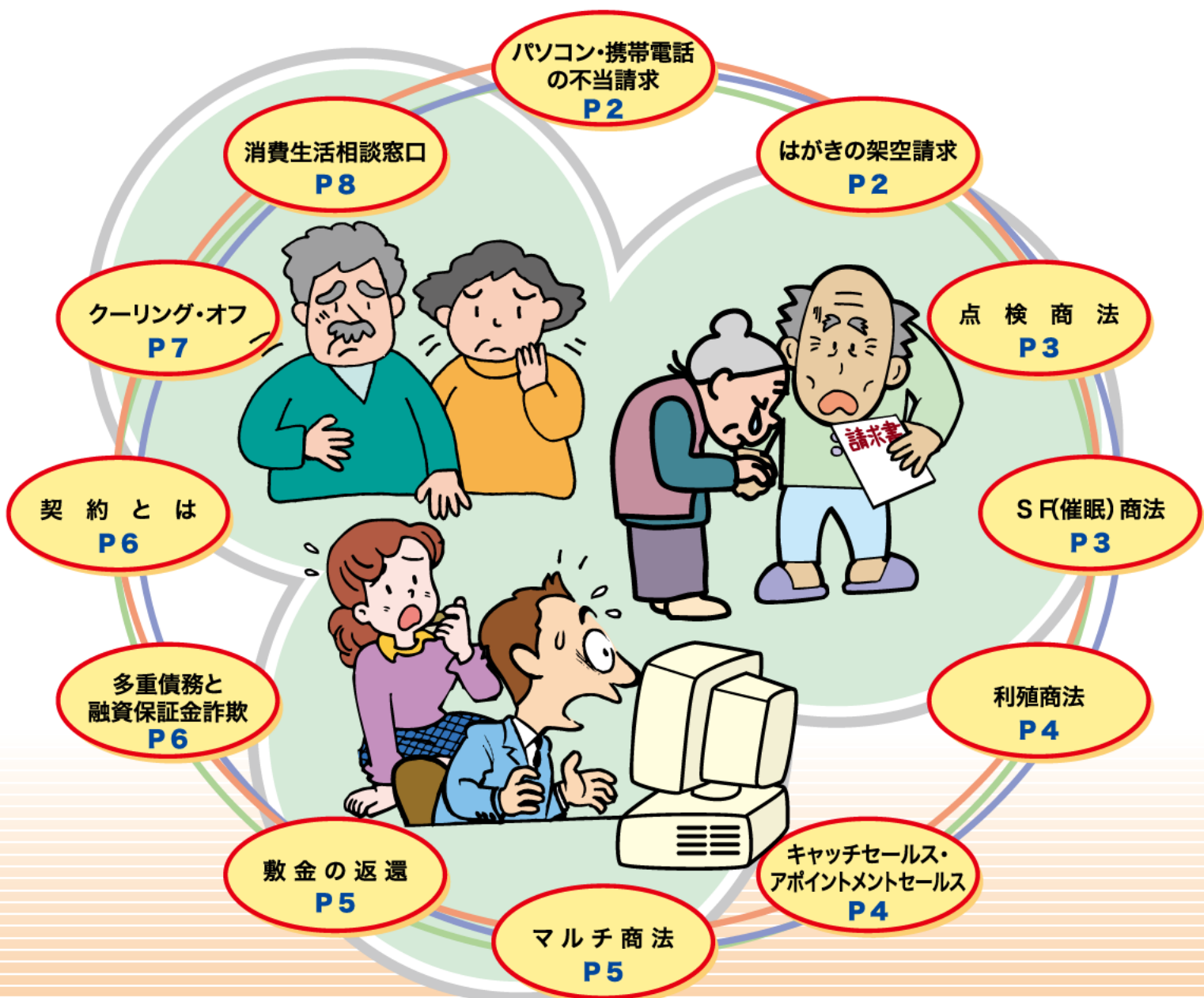


こんな契約トラブルが 多発しています!!

三重県消費生活センターに寄せられることの多い相談を紹介します



パソコン・携帯電話の不当請求

❗ パソコン（携帯電話）で無料サイトだと思いクリックしたところ、利用料金30,000円を3日以内に支払うように請求された。

❗ パソコン（携帯電話）のメールを開いたら、いきなり「登録完了」と表示され、登録料50,000円を請求された。



「登録完了」

ありがとうございました。
3日以内に3万円
振り込んでください。

問い合わせ先

030-0627-0000



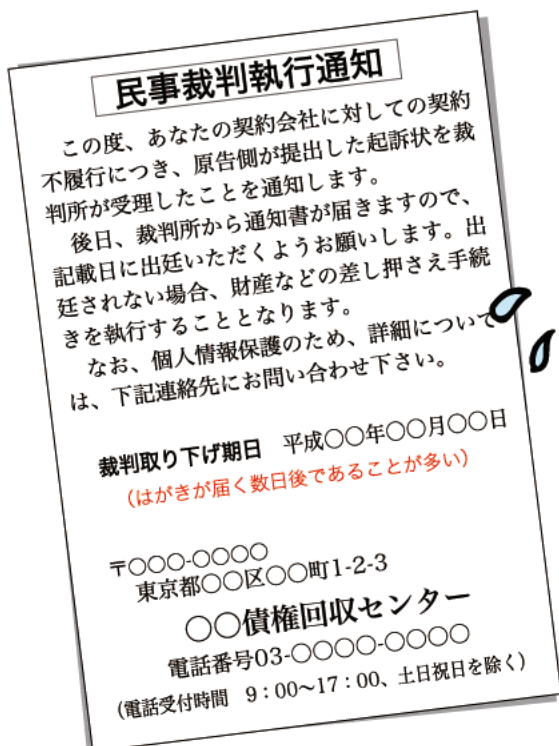
● ネット上での契約は、電子消費者契約法により、有料であることなどのわかりやすい確認の表示がなければ契約が成立したとはみなされません。

● 不当請求は無視をしましょう。問い合わせや抗議をしようと連絡してはいけません。 unnecessary 個人情報を与えてしまうだけです。

● 見るだけでは相手に住所や名前は知りません。また、知られてしまったとしても、家や職場まで取り立てに来ることはありません。

はがきの架空請求

❗ 突然、「民事裁判執行通知」と称して、「財産を差し押さえる」と書かれたはがきが届いた。



● 何らかの方法で名簿を入手した悪質な事業者が、不特定多数の人に送りつける「架空請求」のはがきです。

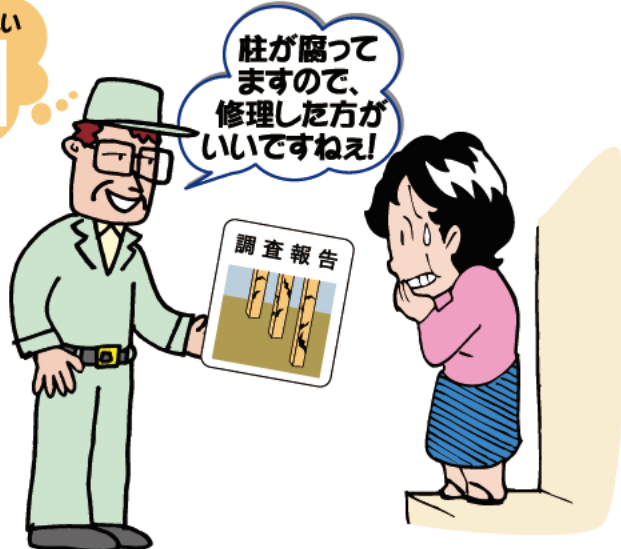
● 架空請求は無視をしましょう。問い合わせや抗議をしようと連絡してはいけません。電話をさせて、脅したりだまされたりしようとする手口ですので、 unnecessary 個人情報などを与えてしまうだけです。

点検商法

❗ 「無料で床下を点検する」と言われ依頼したところ、「湿気が多いから柱が腐り、家が倒れるかもしれない」と言われ、高額な換気扇を契約してしまった。

❗ 「近所に工事に来たついでだから屋根をみてあげる」と言われたので、みてもらったところ、「放っておいたら雨漏りがするから」と言われ、高額な工事を契約してしまった。

本当はきれい



- 必要な工事であったとしても、急いで契約せずに、他の業者から見積もりを取って比較するなどして、十分に検討してから契約しましょう。
- 契約書面を受け取った日を含めて8日以内なら、クーリング・オフができます。(クーリング・オフの方法は7ページをご覧ください。)

SF (催眠) 商法

❗ 「無料でプレゼント」という誘い文句にひかれて会場に行ったところ、買わなければ損であるような雰囲気になれ、高額なふとんや電磁治療器を買ってしまった。

❗ 通常の値段より格安な食料品のチラシを見て会場に行ったところ、楽しい雰囲気に乗せられ、高額な健康食品を買ってしまった。



- 景品などにつられて、安易に会場へ行かないようにしましょう。
- 会場へ行ってしまっても雰囲気になれず、不必要な契約はしないようにしましょう。
- 契約書面を受け取った日を含めて8日以内なら、クーリング・オフができます。(クーリング・オフの方法は7ページをご覧ください。)

利殖商法

❗ X社から社債購入を勧めるパンフレットが郵送された後、A社から「X社の社債なら高値で買い取る」と言われた。その後、B社からは「3倍で買い取る」と電話があったため、すぐにX社に連絡し300万円分の社債を購入したが、その後、X社、A社、B社とも連絡が取れなくなり、買い取ってもらえなくなった。

❗ 上場間近で必ず儲かると勧誘され、未公開株を購入したが、上場予定時期を過ぎても上場しない。業者とも連絡が取れなくなった。

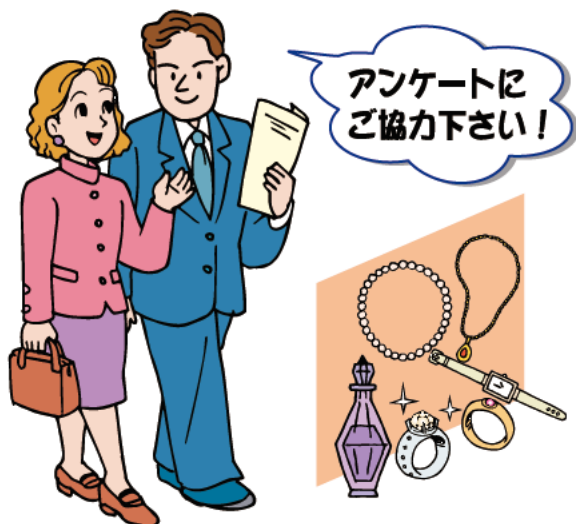


- 安易な儲け話はありません。きっぱり断りましょう。
- 公的機関をかたるといったあやしい儲け話には絶対に耳を貸さないようにしましょう。
- 支払ったお金を取り戻すのは容易ではありません。あわててお金を支払わないようにしましょう。
- 過去に取引経験のある高齢者の方がねらわれています。家族や地域で見守りましょう。

キャッチセールス・アポイントメントセールス

❗ 街頭でアンケート調査に協力したところ、事務所に連れて行かれて高額な宝石を長時間すすめられ、早く帰りたくなったので契約をしてしまった。

❗ 「モニターに選ばれたので説明会に来て欲しい」と電話で呼び出され、事務所に出向いたところ、高額なアクセサリをしつこくすすめられ、仕方なく契約してしまった。



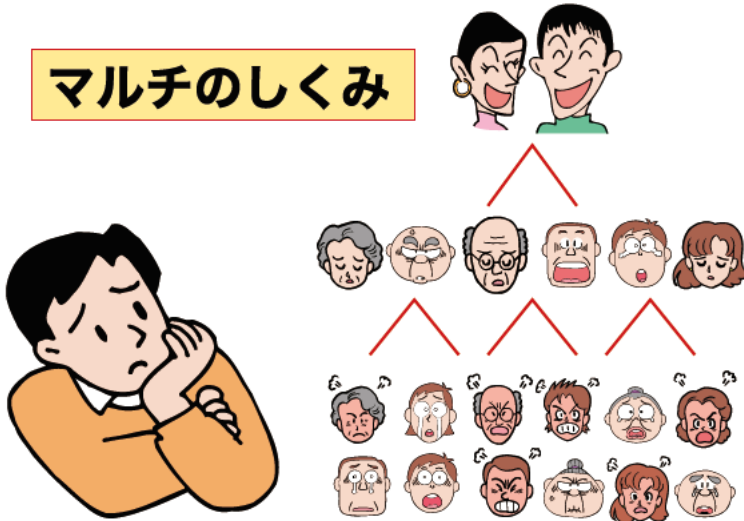
- アンケートやお肌の診断などというのは、高額の商品を買わせるための口実です。安易に協力したり、事務所などについていたりしないようにしましょう。
- 突然かかってくるような電話の誘いには、安易に乗らず、出向かないようにしましょう。
- 契約書面を受け取った日を含めて8日以内なら、クーリング・オフができます。(クーリング・オフの方法は7ページをご覧ください。)

マルチ商法

❗ 「友達を組織に参加させて販売員を増やせば、多くの収入が得られる」と誘われて契約したが、思うように勧誘できず、うまくいく気がしなくなったので解約したい。

❗ 友人から「必ず儲かるネットワークビジネスだから」と誘われたので、その気になって契約してしまった。

マルチのしくみ

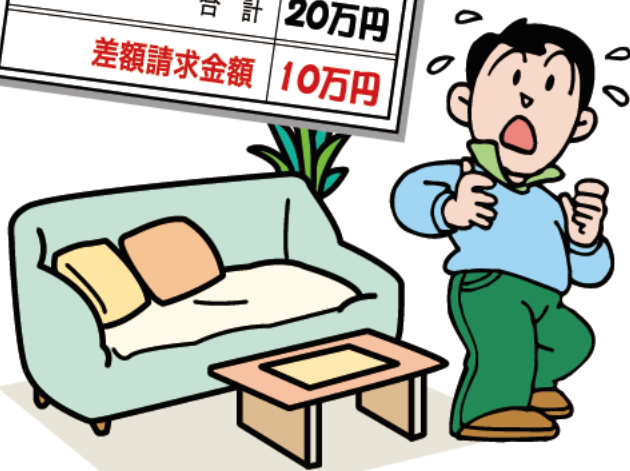


- 簡単にお金を儲けられるような、うまい話はないので、安易に契約をしないようにしましょう。
- 友人などを巻き込んでしまうと、人間関係を壊すことにもつながります。
- 契約書面を受け取った日を含めて20日以内なら、クーリング・オフができます。(クーリング・オフの方法は7ページをご覧ください。)

敷金の返還

❗ アパートを退去しようとしたら、きれいに使っていたのに、高額なハウスクリーニング代などを請求され、敷金が返還されなかった。

敷金精算書	
敷金	10万円
ハウスクリーニング代	5万円
フローリングの張り替え代	8万円
壁紙の張り替え代	7万円
合計	20万円
差額請求金額	10万円



- 国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、修理費などをどちらが負担するかなどの具体的な紛争解決の指針を示しています。
- 通常の使用による劣化や傷みなどは、貸主が負担することとなっています。故意や過失による傷みは、借主が負担することとなっています。
- 話し合いがこじれたら、民事調停・少額訴訟制度を利用する方法もあります。

多重債務と融資保証金詐欺



複数の消費者金融でお金を借りているが、金利が高いためになかなか返済できない。



「借金を一本化できる」というチラシを見て電話した。信用性を確認するために10万円振り込むように言われ振り込んだところ、連絡が取れなくなった。



- 借金の整理には、任意整理・特定調停・個人再生・自己破産の4つの解決方法があります。どのように解決するかは、弁護士や司法書士などに相談する必要がありますが、まずは、お住まいの県、市町の多重債務者相談窓口にご相談してください。
- 貸金業登録をしていない（ヤミ金融）業者は違法な高い金利でお金を貸すことが多いので、安易に借りないようにしましょう。ヤミ金融であれば違法ですので、警察に相談してください。

契約とは



契約の成立は双方の意思が合致したときです。口約束だけでも契約は成立します。「契約書に署名・捺印したとき」だけが契約の成立ではありません。



契約が成立すると、特別な場合を除き、一方的には解除できません。

- 訪問販売などの場合は、クーリング・オフにより、契約を解除することができます。（クーリング・オフの方法は7ページをご覧ください。）



意思表示の合致



法律行為（契約）

成立した契約は
守らなければなりません。



消費生活に関することで困ったときは、
一人で悩まずお住まいの市町消費生活相談窓口、
または三重県消費生活センターへご相談ください。

●消費者ホットライン

「消費者ホットライン」に電話をかけると、お住まいの市町消費生活相談窓口、または三重県消費生活センターへつながります。

消費者ホットライン ☎ **188** 悪質商法!

三重県消費生活センター
相談専用電話番号

☎ **059-228-2212**

■相談時間

平日 9時～12時、13時～16時
(祝日・振替休日・12月29日～1月3日を除く)

相談する場合のポイント

- トラブルに遭^あったと思ったら、すぐに相談する。
- できるだけ契約者本人が相談する。
- 契約書などの書類をそろえておく。

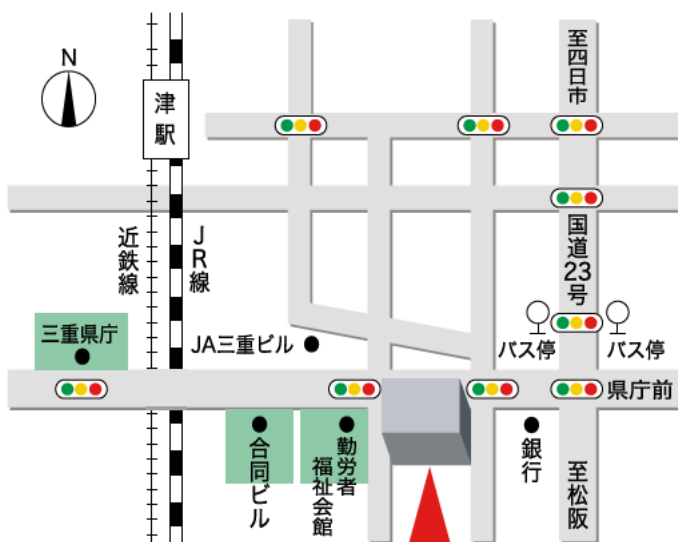
POINT

出前講座もしています!

悪質な商法の適切な対応法を学び、
あなたの暮らしを守りましょう!

おおむね20名以上お集まりいただき
開催しております。

お申し込みは下記で受け付けています。



三重県栄町庁舎3階

- JR・近鉄 津駅東口より徒歩約10分
- 三重交通バス「県庁前」より徒歩約2分

編集・発行

三重県消費生活センター

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

電話：059-224-2400(事務局) FAX：059-224-3372

Eメール：shouhi@pref.mie.jp ホームページ：http://www.pref.mie.lg.jp/shouhi/hp/



再生紙を使用しています。 30.2